

大通寺霊園維持管理規則（個別型樹木葬・絆きずな）

第1条（名称）

この墓地は大通寺霊園（以下霊園）と称する。

第2条（維持管理規則の目的）

本規則は、宗教法人大通寺が設置する霊園の維持管理、使用が適正に行われる事を目的とする。

第3条（管理者）

本霊園は、宗教法人大通寺の代表役員を管理者とする。

第4条（管理者の職務）

- (1)管理者は、本規則に則り霊園の維持管理を行う。
- (2)管理者は、必要に応じて本規則の変更を行う。

第5条（霊園使用の承認）

- (1)霊園の使用希望者（以下使用者）の宗教、宗派は問いません。
- (2)霊園の使用者は、希望する区画を管理者立会のうえ決定します。来園できない場合は、図面を郵送します。（図面上で区画を選べます。）
- (3)使用者は、使用許可申請書（様式1）を管理者に提出し、別に定める使用料を納付する。その後、管理者の交付する使用許可書（様式2）をもって霊園使用の承認とします。

第6条（使用料等）

- (1)使用料は、別表1のとおりとし、1区画に2名まで埋葬できます。
- (2)使用料には、埋葬料と33年分の霊園管理費が含まれる。
- (3)墓誌にプレート（氏名を刻字）を設置する場合は、1名あたり1万円が別途必要です。
- (4)ペットの埋葬は可能な限り何体でもできる。埋葬料は別表1のとおりとする。（3体以上埋葬する場合は、同じ場所に重ねて埋葬することとなります。）

第7条（霊園の使用期限）

- (1)管理者より使用の承認を受けた使用者は、最後の埋葬後33年間は区画を使用できる。
- (2)最後の埋葬後33年経過した場合は、ご遺骨は合葬墓に移動します。ただし、管理者が土に還っていると判断した場合は、移動させることはありません。

第8条（使用者の遵守事項等）

使用者は次の各号を遵守しなければならない。

- (1)焼骨の埋葬は、管理者立会のうえで行うこと。日時については使用者と管理者で相談し決定します。（火葬証明証等がないと埋葬できませんので提出ください。）なお、郵送納骨を希望する場合は、事前にお知らせください。郵送用具一式を着払いでお送りします。ただし、別表1の料金をいただきます。（図面上で区画を決定した場合は、区画使用料を併せて着払いすることもで

- きます。)その後、管理者が契約された区画に埋葬します。後日、埋葬時の様子を撮影し、郵送にてお知らせします。(郵送時の不慮の事故による遺骨の紛失があった場合は、管理者は一切その責任を負いません。ご了承ください。)
- (2) 埋葬する場合は、事前に埋葬者届(様式6)を提出すること。
 - (3) 使用者は、焼骨の埋葬時に自らの宗教、宗派に従った儀礼を行うことができます。ただし、社会常識的に判断して、その儀礼が不相当であると管理者が判断した場合は禁止します。
 - (4) 区画の半分を人用に使用し、半分をペット用に使用します。
 - (5) 焼骨を埋葬する時は、掘った穴に遺骨をさらしに包んで埋葬します。
 - (6) 区画に人工的工作物(外柵、墓石、カロート、木造建造物等)の設置をしないこと。また、区画内に樹木や草花の植栽はできません。合同の花壇に草花を植えることが出来ます。
 - (7) 焼骨の埋葬以外には使用しないこと。
 - (8) 埋葬、墓参にあたり、線香を使用する場合は管理者が設置した線香台を使用すること。また供物、供花はできますが、供物については、使用者が撤去すること。
 - (9) 危険防止のため道路以外の場所には立ち入らないこと。また、特別の場合を除き、車は駐車場に止めること。
 - (10) 墓参の場合に天候により墓参できない場合があります。電話等で管理者に状況の確認をお願いします。
 - (11) 使用者の死亡等により霊園の使用を他の者が承継する場合は、承継届(様式3)を管理者に提出すること。管理者の承諾なしに、墓地を使用する権利を他者に譲渡、転貸しないこと。
 - (12) 使用者の住所等に変更があった場合は、住所変更届(様式4)を提出すること。

第9条(管理者による霊園、樹木の管理)

管理者は、定期的に霊園内共用部分の下草刈り、剪定等を行う。

第10条(使用者による契約の解除)

使用者は次の各号によりいつでも、霊園使用の契約を解除できるものとする。

- (1) 使用者は、契約解除届(様式5)を提出すること。
- (2) 埋葬済みの焼骨を改葬する際の費用は使用者の負担とする。(一体あたり5万円)
- (3) 管理者は、契約が解除された場合に墓所に焼骨が埋葬されておらず、かつ、使用許可の日から1年以内の場合に限り使用料の5割を返還する。

第11条(霊園使用の取り消し)

- (1) 管理者は使用者が本規則の各条項に反した場合に霊園使用の契約を解除できる。

(2)使用者が死亡し、5年以内に承継届が提出されない場合は契約を解除する。
その場合の管理は第7条2項のとおりとする。

(3)使用者からの連絡がなく管理者から連絡が不可能となり5年が経過した
場合、使用者が契約を解除したとみなします。

第12条（不可抗力）

管理者は、天変地異その他管理者の責任に帰すべき事由によらない霊園の
損壊、または不法侵入者による樹木の伐採等の人災があった場合には、一切
その責任を負わない。

第13条（使用料等の変更）

使用料、管理費、埋葬料、改葬料は、物価の変動により変更します。変更の
場合は、変更決定の日から適用となります。遡っての追加料金の徴収、返還
はありません。

第14条（その他）

その他、本規則にない事柄について問題が発生した場合は、管理者と使用者
が協議のうえ誠意をもって対応することとする。

付則

- 1、 この規則は平成28年4月1日より実施する。

管理者 千葉県市原市米原2083
宗教法人 大通寺
代表役員 機道 俊明

使用者 住 所

氏 名

印

別 表 1

個別型樹木葬 絆（きずな）

区画の大きさ	利用人数	利用料金（万円）
50cm×50cm	1名	15
	2名	20

- ・ 埋葬料、管理費含む。
- ・ ペットは可能な限り何体でも埋葬できますが、1体当たり1万円の埋葬料が必要です。
- ・ 郵送納骨の場合は、1名当たり5千円が必要です。